

## 米軍の綱紀肅正及び国からの適切な情報提供を求める意見書

昨年12月に高知沖において発生した米軍岩国基地所属のF A-18とKC-130による空中接触・墜落事故に関して、本年9月26日、当該事故の調査報告書が公表された。

当該報告書では、事故発生の要因に関する詳細な調査がなされており、その要因の一つとして、当時、事故を起こした部隊において、規律違反が常態化していたことが挙げられている。

規律違反の実態を示すものとして、「手放しの操縦や飛行中の読書、ひげを整えながらの自撮り」「判断能力に影響する処方薬及び市販治療薬の不正使用」などの記述があり、また写真も掲載されているが、こうした行為は決してあってはならない言語道断の行為であり、岩国市議会として、国や米軍に対し、強く抗議するものである。

このような規律違反の行為により、航空機事故に対する市民の不安が高まり、米軍との信頼関係を損なうおそれがあることを隊員一人一人が真剣に考えるべきである。

また、当該報告書の内容に関して、国から岩国市への情報提供が適切に行われなかったことが明らかになっている。このような重要な情報が地元自治体や市民に提供されなかったことは、まことに遺憾である。

情報の共有を図ることは、信頼関係を維持していくための基本であることを忘れてはならない。

これらのことを踏まえ、本市議会は、国に対して、米軍への綱紀肅正の徹底及び地元自治体への適切な情報提供を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年11月15日

岩 国 市 議 会